

令和6年11月犬山市議会定例議会会議録

第7号 12月20日（金曜日）

◎議事日程 第7号 令和6年12月20日午前10時開議

- 第1 諸般の報告
- 第2 発言の取消し
- 第3 第98号議案から第101号議案まで
及び第103号議案から第114号議案まで
並びに諮問第2号
(委員長報告、同報告に対する質疑、討論、採決)
- 第4 令和6年請願第3号及び請願第4号
(委員長報告、同報告に対する質疑、討論、採決)

◎本日の会議に付した案件

- 日程第1 諸般の報告
- 日程第2 発言の取消し
- 日程第3 第98号議案から第101号議案まで
及び第103号議案から第114号議案まで
並びに諮問第2号
- 日程第4 令和6年請願第3号 保育所・児童クラブの保育の充実を求める請願書
令和6年請願第4号 育休退園制度の廃止を求める請願書
- 日程追加 諸般の報告
- 日程追加 第115号議案 令和6年度犬山市一般会計補正予算（第7号）

◎出席議員（18名）

1番	丸山幸治君	10番	玉置幸哉君
2番	ヒ・アンキ恵子君	11番	岡 覚君
3番	増田修治君	12番	岡村千里君
4番	光清毅君	13番	鈴木伸太郎君
5番	小川隆広君	14番	沼 靖子君
6番	島田亜紀君	15番	久世高裕君
7番	諏訪毅君	16番	柴山一生君
8番	小川清美君	17番	柴田浩行君
9番	畑 竜介君	18番	大沢秀教君

◎欠席議員（なし）

◎職務のため出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長	長谷川 敦 君	議 事 課 長	大 鹿 真 君
主 査 補	高 橋 万祐子 君		

◎説明のため出席した者の職・氏名

市 長	原 欣 伸 君	副 市 長	永 井 恵 三 君
教 育 長	滝 誠 君	経 営 部 長	井 出 修 平 君
市民部長兼防災監	武 内 雅 洋 君	健康福祉部長	高 木 衛 君
子ども・子育て監	小 幡 千 尋 君	都市整備部長	森 川 圭 二 君
都市整備部次長	丸 井 良 修 君	経済環境部長	新 原 達 也 君
教 育 部 長	中 村 達 司 君	消 防 長	大 澤 満 君
企画広報課長	古 田 隆 行 君	総 務 課 長	舟 橋 正 人 君
福 祉 課 長	山 本 直 美 君		

午前10時00分 開議

◎議長（柴田浩行君） ただいまの出席議員は、18名であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

◎議長（柴田浩行君） 議事日程に従いまして会議を進めます。

日程第1 諸般の報告

◎議長（柴田浩行君） 日程第1、諸般の報告をいたします。

市長から地方自治法第180条第1項の規定に基づき専決処分した旨の報告が1件ありましたので、これを各位へ配付いたしました。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第2 発言の取消し

◎議長（柴田浩行君） 日程第2、発言の取消しを議題といたします。

12月13日付にて、14番 沼靖子議員から、犬山市議会会議規則第64条の規定に基づき、12月9日の本会議の一般質問において、事実と異なる発言があったため、配付しました申出書に記載した部分を取り消したいとの申出がありました。

お諮りいたします。沼 靖子議員の発言の取消しの申出を許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎議長（柴田浩行君） ご異議なしと認めます。沼 靖子議員からの発言の取消しの申出を許可することを決定いたしました。

日程第3 第98号議案から第101号議案まで及び第103号議案から第114号議案まで並びに諮問第2号

◎議長（柴田浩行君） 日程第3、第98号議案から第101号議案まで及び第103号議案から第114号議案まで並びに諮問第2号を一括議題といたします。

各常任委員長から委員会の審査結果報告を求めます。

最初に、岡村総務委員長。

〔総務委員長 岡村君登壇〕

◎総務委員長（岡村千里君） 総務委員会の審査結果をお手元に配付の報告書の朗読をもってかえさせていただきます。

別紙、総務委員会審査結果報告書朗読。

◎議長（柴田浩行君） 総務委員長の報告は終わりました。

続いて、久世民生文教委員長。

〔民生文教委員長 久世君登壇〕

◎民生文教委員長（久世高裕君） 民生文教委員会の審査結果の報告を、配付しました報告書の朗読をもってかえさせていただきます。

別紙、民生文教委員会審査結果報告書朗読。

◎議長（柴田浩行君） 民生文教委員長の報告は終わりました。

続いて、小川建設経済委員長。

〔建設経済委員長 小川君登壇〕

◎建設経済委員長（小川清美君） 建設経済委員会の審査結果について、お手元の報告書の朗読をもってかえさせていただきます。

別紙、建設経済委員会審査結果報告書朗読。

◎議長（柴田浩行君） 建設経済委員長の報告は終わりました。

総務委員会審査結果報告書

令和6年12月20日

犬山市議会議長

柴田浩行様

総務委員長

岡村千里

審査年月日 令和6年12月16日

場 所 第1委員会室

出席委員 5名（全員）

付託議案

第98号議案 するすみ交流センターの設置及び管理に関する条例の制定について

第101号議案 犬山市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

第109号議案 令和6年度犬山市一般会計補正予算（第6号）

第1条の第1表 歳入歳出予算補正中

歳入 総務委員会の所管に属する歳入

歳 出 1 款 議会費
2 款 総務費
6 款 商工費（2 項観光費のうち 2 目友好交流費）
8 款 消防費
11 款 公債費

第 3 条の第 3 表 債務負担行為補正中

総務委員会の所管に属する事項

諮問第 2 号 人権擁護委員の推薦について

12月11日 本会議において、当委員会に付託されました上記議案について慎重審査いたしました結果、第98号議案、第101号議案及び第109号議案については、いずれも全員一致をもって原案のとおり可決、諮問第 2 号については、全員一致をもって適任とすべきものとそれぞれ決しましたので、報告いたします。

民生文教委員会審査結果報告書

令和 6 年12月20日

犬山市議会議長

柴 田 浩 行 様

民生文教委員長

久 世 高 裕

審査年月日 令和 6 年12月16日

場 所 第 2 委員会室

出席委員 6 名（全員）

付 託 議 案

第103号議案 犬山市介護保険条例の一部改正について

第109号議案 令和 6 年度犬山市一般会計補正予算（第 6 号）

第 1 条の第 1 表 歳入歳出予算補正中

歳 入 民生文教委員会の所管に属する歳入

歳 出 3 款 民生費

4 款 衛生費（1 項保健衛生費）

9 款 教育費

第 2 条の第 2 表 繰越明許費補正

第 3 条の第 3 表 債務負担行為補正中

民生文教委員会の所管に属する事項

第110号議案 令和 6 年度犬山市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）

第111号議案 令和 6 年度犬山市犬山城費特別会計補正予算（第 2 号）

12月11日 本会議において、当委員会に付託されました上記議案について慎重審査いたし

ました結果、第103号議案及び第109号議案から第111号議案までについては、いずれも全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しましたので、報告いたします。

建設経済委員会審査結果報告書

令和6年12月20日

犬山市議会議長

柴田浩行様

建設経済委員長

小川清美

審査年月日 令和6年12月16日

場 所 第3委員会室

出席委員 6名（全員）

付託議案

第99号議案 犬山市塔野地ふれあい広場の設置及び管理に関する条例の制定について

第100号議案 尾張北部都市計画事業犬山上坂土地区画整理事業施行条例の廃止について

第104号議案 犬山市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部改正について

第105号議案 犬山市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部改正について

第106号議案 犬山市水道布設工事に係る監督者の配置及び資格並びに水道技術管理者の資格に関する条例の一部改正について

第107号議案 負担付きの寄附の受納について

第108号議案 市道路線の認定について

第109号議案 令和6年度犬山市一般会計補正予算（第6号）

第1条の第1表 歳入歳出予算補正中

歳入 建設経済委員会の所管に属する歳入

歳出 4款 衛生費（2項環境費及び3項清掃費）

5款 農林業費

6款 商工費（2項観光費のうち1目観光費）

7款 土木費

第3条の第3表 債務負担行為補正中

建設経済委員会の所管に属する事項

第112号議案 令和6年度犬山市木曽川うかい事業費特別会計補正予算（第2号）

第113号議案 令和6年度犬山市水道事業会計補正予算（第2号）

第114号議案 令和6年度犬山市下水道事業会計補正予算（第2号）

12月11日 本会議において、当委員会に付託されました上記議案について慎重審査いたし

ました結果、第99号議案、第100号議案、第104号議案から第109号議案まで及び第112号議案から第114号議案までについては、いずれも全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しましたので、報告いたします。

なお、第109号議案に対しては、柴山一生委員及び小川隆広委員からそれぞれ別紙のとおり附帯決議案が提出され、柴山一生委員から提出の附帯決議案については賛成多数をもって可決、小川隆広委員から提出の附帯決議案については賛成少数をもって否決されましたので、報告いたします。

令和6年12月16日

建設経済委員長

小 川 清 美 様

建設経済委員

柴 山 一 生

第109号議案に対する附帯決議案

上記の附帯決議案を、別紙のとおり提出します。

第109号議案に対する附帯決議（案）

第109号議案「令和6年度犬山市一般会計補正予算（第6号）」において、6款2項1目観光費18節木曽川鵜飼振興事業補助金（50,000千円）の執行にあたっては、次の事項に留意し、措置を講ずること。

記

1. 透明性・公益性を担保するため、適切な監査を行うこと。

以上決議する。

令和6年12月16日

建設経済委員長

小 川 清 美 様

建設経済委員

小 川 隆 広

第109号議案に対する附帯決議案

上記の附帯決議案を、別紙のとおり提出します。

第109号議案に対する附帯決議（案）

第109号議案「令和6年度犬山市一般会計補正予算（第6号）」6款2項1目観光費18節木曽川鵜飼振興事業補助金（50,000千円）においては、木曽川観光株式会社の事業継続に必要な支援の重要性は十分認識しているが、その負担付き寄附金を財源とする補助金の拠出にあたっては、次に掲げる事項について、適切な措置を講ずること。

記

1. 今後の補助金交付の諸手続きの中で、公益性について明示すること。

以上決議する。

◎議長（柴田浩行君） 以上で、各常任委員長の報告は終わりました。

これより、各常任委員長に対する質疑を行います。

ご発言を求めます。

15番 久世高裕議員。

◎15番（久世高裕君） 15番、久世高裕です。建設経済委員長にお尋ねしたいと思います。

附帯決議についての概要を教えてくださいと思います。

◎議長（柴田浩行君） ただいまの質疑に対し、小川建設経済委員長の答弁を求めます。

小川建設経済委員長。

◎建設経済委員長（小川清美君） ただいまの質疑にお答えいたします。

柴山一生議員から出されておりました、透明性、公益性を担保するため、適切な監査を行うということでございます。

これに対して、質疑の内容としましていろいろあったんですが、決算審査、財政援助団体に対する監査が行われている、そういったことから反対意見というのが出されましたが、採決の結果、可決というようなことになりました。

そういった顛末でございましたので、よろしくお願いしたいと思います。

◎議長（柴田浩行君） 他に質疑はございませんか。

3番 増田修治議員。

◎3番（増田修治君） 建設経済委員長に対して質疑をいたします。

今回、第109号議案に対して、附帯決議が出されているわけですが、来年も間違いなく決算審査をすると思うんですが、あえて今回、適切な監査ということで附帯をつけているのはどういった意図なのか。また、何か別に財政援助団体の監査を求めているのか、質疑いたします。

◎議長（柴田浩行君） ただいまの質疑に対しまして、小川建設経済委員長の答弁を求めます。

小川建設経済委員長。

◎建設経済委員長（小川清美君） ただいまの質疑に対して、お答えをしたいと思います。

先ほどの経緯については、申し上げたとおりでございます。

質疑の中で、普通の定期監査であったり、財政援助団体に対する監査ということで、いろいろありましたんですが、その意図は何かというところについては、もし直接本人、柴山議員をおられますので、そこから答えていただければと思うんですが、議長、いかがでしょうか。

◎議長（柴田浩行君） 分かりました。許可いたします。

それでは、答弁を求めます。

16番 柴山一生議員。

◎16番（柴山一生君） 簡単に言えば、念押しのために付けた決議です。

◎議長（柴田浩行君） 3番 増田修治議員。

◎3番（増田修治君） もう一点、この議選監査という形で議員の中からも監査を出しておりますが、あえて当局にこういった附帯を付けているのは、こういった意図かお伺いさせていただきます。

◎議長（柴田浩行君） 暫時休憩します。

午前10時14分 休憩

再 開

午前10時15分 開議

◎議長（柴田浩行君） 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

答弁を求めます。

小川建設経済委員長。

◎建設経済委員長（小川清美君） 議選監査というところで、あえてなぜ附帯を付けるのかという話についてでございますけれども、これについても、直接本人からお聞きしたほうがいいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思いますが、いかがでしょうか。

◎議長（柴田浩行君） 答弁を求めます。

柴山議員。

◎16番（柴山一生君） これも念押しなんですけど、やっぱりこういった決議文があるということで、議員も次期、議選監査、誰か分かりませんが、これを基に聞くということができると思いますので、付けるべきだと思います。

◎議長（柴田浩行君） 他に質疑はございませんか。

11番 岡 覚議員。

◎11番（岡 覚君） 小川委員長に建設経済委員会の議論についてお聞きしたいんですが、小川隆広議員のほうから出された附帯決議案が否決という形になりましたけれども、私は全員協議会に、地方自治法の第232条の2が当局の提出の、この議案の提出の根拠になっているということから、同法の逐条解説を示して、公益性が非常に重要だと、これを要するに明確にする必要があるんだという趣旨の逐条解説を出したと思うんですが、そういう点で、当局がこの寄附を執行する前に公益性が明らかになるような形が私は求められるというふうに思っていて、確かに監査の中でもそれは必要だとは思いますが、それは監査は、寄附を執行した後になるもんですから、執行前に市民が分かるような公益性の証明というのは僕は必要だというふうに思っていますし、小川隆広議員もそういう思いで意見書を提出したんだと思いますが、これがなぜ否決されたのか、寄附行為をやる前に、公益性をどういうふうに委員会の審議の中では確認できるというふうに思ったのか、この点についてお示しを、委員長のほうからお願いしたいと思います。

◎議長（柴田浩行君） 小川建設経済委員長の答弁を求めます。

小川建設経済委員長。

◎建設経済委員長（小川清美君） 岡議員のご質疑にお答えしたいと思います。

まず、小川隆広議員から提出されました附帯決議案でございますが、いろんな意見がありました。最終的には否決となったわけでございますけれども、公共性は重要であるが、ガイドライン等を作成中という当局答弁、あるいは公益性を文書化するのは困難ではないかと、そういった反対意見が出されております。そうしたことで、採決の結果、否決ということになりました。

それから、もう1点、公益性という話でございます。これは質疑の中で、当局に対して質疑がありまして、この犬山市にとって公共性をどう考えるのかというようなことでございます。答弁としましては、観光とは非常に重要であり、経済の活性化、市民の郷土愛の醸成、人口交流の拡大による自治体活力の維持向上につながるものということで、鵜飼とはということに次になるわけですが、この鵜飼というのは、特に中小零細企業者にとって大きな経済的役割を持つとともに、市民の郷土愛の醸成、観光の価値向上や文化財としての価値を高めるものということでございます。

そして、その上で、木曽川観光株式会社が行う観光事業とは、先ほど言いました、経済的な貢献、郷土愛醸成に資するとともに、鵜飼を間近で見ることができるという価値をもたらし、魅力を高めることによって、社会全般の利益を増進させる、そういった答弁がありますので、ご報告させていただきます。

以上です。

◎議長（柴田浩行君） 他に質疑はございませんか。

〔「なし」の声起こる〕

◎議長（柴田浩行君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

通告による討論はありませんので、討論は省略いたします。

これより採決を行います。

最初に、第98号議案、するすみ交流センターの設置及び管理に関する条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり、これを決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎議長（柴田浩行君） 異議なしと認めます。よって、第98号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第99号議案、犬山市塔野地ふれあい広場の設置及び管理に関する条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり、これを決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎議長（柴田浩行君） 異議なしと認めます。よって、第99号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第100号議案、尾張北部都市計画事業犬山上坂土地区画整理事業施行条例の廃止についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり、これを決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎議長（柴田浩行君） 異議なしと認めます。よって、第100号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第101号議案、犬山市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり、これを決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎議長（柴田浩行君） 異議なしと認めます。よって、第101号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第103号議案、犬山市介護保険条例の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり、これを決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎議長（柴田浩行君） 異議なしと認めます。よって、第103号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第104号議案、犬山市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり、これを決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎議長（柴田浩行君） 異議なしと認めます。よって、第104号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第105号議案、犬山市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり、これを決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎議長（柴田浩行君） 異議なしと認めます。よって、第105号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第106号議案、犬山市水道布設工事に係る監督者の配置及び資格並びに水道技術管理者の資格に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり、これを決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎議長（柴田浩行君） 異議なしと認めます。よって、第106号議案は原案のとおり可決され

ました。

次に、第107号議案、負担付きの寄附の受納についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり、これを決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎議長（柴田浩行君） 異議なしと認めます。よって、第107号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第108号議案、市道路線の認定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり、これを決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎議長（柴田浩行君） 異議なしと認めます。よって、第108号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第109号議案、令和6年度犬山市一般会計補正予算（第6号）を採決いたします。

本案に対する各委員長の報告は可決であります。本案は各委員長の報告のとおり、これを決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎議長（柴田浩行君） 異議なしと認めます。よって、第109号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第110号議案、令和6年度犬山市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり、これを決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎議長（柴田浩行君） 異議なしと認めます。よって、第110号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第111号議案、令和6年度犬山市犬山城費特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり、これを決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎議長（柴田浩行君） 異議なしと認めます。よって、第111号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第112号議案、令和6年度犬山市木曾川うかい事業費特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり、これを決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎議長（柴田浩行君） 異議なしと認めます。よって、第112号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第113号議案、令和6年度犬山市水道事業会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり、これを決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎議長（柴田浩行君） 異議なしと認めます。よって、第113号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第114号議案、令和6年度犬山市下水道事業会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり、これを決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎議長（柴田浩行君） 異議なしと認めます。よって、第114号議案は原案のとおり可決されました。

次に、諮問第2号、人権擁護委員の推薦についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は適任であります。本案は委員長の報告のとおり、これを決することに賛成する議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

◎議長（柴田浩行君） 起立全員。ご着席ください。よって、諮問第2号は適任とされました。

日程第4 令和6年請願第3号及び請願第4号

◎議長（柴田浩行君） 日程第4、令和6年請願第3号及び請願第4号を議題といたします。

お諮りいたします。令和6年請願第3号及び請願第4号を一括議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎議長（柴田浩行君） 異議なしと認めます。令和6年請願第3号及び請願第4号を一括議題といたします。

民生文教委員長から委員会の審査結果の報告を求めます。

久世民生文教委員長。

〔民生文教委員長 久世君登壇〕

◎民生文教委員長（久世高裕君） 民生文教委員会での請願の審査の結果を、お手元に配付しました報告書の朗読をもってかえさせていただきます。

別紙、請願審査結果報告書朗読。

請願審査結果報告書

令和6年12月20日

犬山市議会議長

柴 田 浩 行 様

民生文教委員長

久 世 高 裕

本委員会に付託された請願を審査した結果、下記のとおり決定しましたので報告します。

記

1. 件 名 令和6年請願第3号
『保育所・児童クラブの保育の充実を求める請願書』

審査年月日 令和6年12月16日

審査結果 賛成少数で不採択

2. 件 名 令和6年請願第4号
『育休退園制度の廃止を求める請願書』

審査年月日 令和6年12月16日

審査結果 全員一致で趣旨採択

◎議長（柴田浩行君） 民生文教委員長の報告は終わりました。

これより民生文教委員長の報告に対する質疑を行います。

ご発言を求めます。

2番 ビアンキ恵子議員。

◎2番（ビアンキ恵子君） 久世民生文教委員長にお聞きします。

今回の請願第4号、育休退園制度の廃止についての請願書ですが、私を含め、今回6人が紹介議員として署名され、さらに民生文教委員会にはそのうちの2人が紹介議員です。

2件の質疑をします。

まず、署名議員からの請願内容について、なぜ廃止すべきか、またほかの市町の例であったりなど十分な説明があったかどうか。

もう1件は、今回全員一致での趣旨採択と言われましたが、少なくとも紹介議員が採択すると私は思っていたので、なぜ採択から趣旨採択になったのかを説明をお願いします。

以上です。

◎議長（柴田浩行君） ただいまの質疑に対しまして、久世民生文教委員長の答弁を求めます。

久世民生文教委員長。

◎民生文教委員長（久世高裕君） 2点ありましたけども、最初の質疑は、その請願の説明者、請願の提出者からそういう説明が委員にあったかというふうに受け止めたんですが、それでよかったのかな。これ説明だから、別に当局はそこには関与していないので。

それはその請願の署名議員からということなのか、その請願の提出者からなのかということですが、特に、他市町でのこととか、そういうお話はないです。

委員会の議論になったのは、今の現状がどうかと、あと一般質問等でもう既に複数の議員からも、こういう育休退園制度を廃止できないかということを投げかけられておりまして、

それに対しても前向きな回答が返ってきているところです。

ただ、手法として、いろいろと今やっていると。保育士不足とか、あとは3歳未満のお子さんたちの場所ですね、園というか施設の確保ということが課題になっているので、そういう具体的なところで、もう既にその課題の解消に取り組んでいるという状況は議論がされました。

2点目ですけれども、採択とすることにやや慎重な意見はありました。署名されたお二方も、その不採択となるよりは、この趣旨は誰も反対をしていないということなので、この議会の今の議論の状況を的確に反映するためには、趣旨採択がいいのではないかという判断されたのではないかと、委員長としては思っております。その結果として、全員一致をもって趣旨採択という結果になりました。

以上です。

◎議長（柴田浩行君） 他に質疑はございませんか。

〔「なし」の声起こる〕

◎議長（柴田浩行君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

令和6年請願第4号に対する討論を行います。

2番 ビアンキ恵子議員。

〔2番 ビアンキ君登壇〕

◎2番（ビアンキ恵子君） 2番、ビアンキ恵子です。請願第4号、育休退園制度の廃止を求める請願書について、委員会では全員一致で趣旨採択となりました。私は趣旨採択には反対の立場で、提出されている請願について、賛成の立場で討論させていただきます。

まず初めに、今回この請願については、私を含め6人が紹介議員として署名しています。また、担当の委員会には2名がその紹介議員でもあります。紹介議員とは何なんでしょうか。私は請願書に賛同して、その市民に代わり、議会から行政に意見を言う大事な役割と思っていました。

いろいろ調べました。紹介とは請願の内容に賛意を表し、議会への橋渡しをすることである。したがって、請願の内容に賛同できない議員がその紹介議員となることが許されないのは当然である。議員が紹介議員となる場合は、委員会からの求めに応じて、請願の内容と理由を説明できるよう心構えをもって責務を果たすものとする。これは他の市議会会議規則にあります。

また、あるほかの議会でも、採択しないなら紹介議員辞退の届出が必要だそうです。

この話をここでするのは、今回請願を出された犬山市保育を守る会の方々は、我々犬山市議会に対して、紹介議員が全くその思いを伝えてもらえなかった。数字を並べ、彼女たちが言おうとしていることに理解してもらえず、怒りで涙したと言われました。

私は一人の紹介議員として、この請願について、彼女たちの思いを代弁しなければいけないと思っています。それが紹介議員として署名した私の責務です。

まず、この件について相談を受けてから、他の自治体で既に廃止を決定しているところに、廃止を求めた理由が何だったのかを聞いてみました。共通していたのは、議員からの一般質

問が何度かあったが、廃止までできなかったこと、親御さんから団体からも要望があったからということでした。

犬山市でも柴山議員が同様の一般質問をされています。委員会の中で、保育士不足の話もありましたが、全国状況は同じです。廃止にすることは、産みやすい、育てやすい環境づくりにつながるのです。

岡議員の発言通告書に、退園せざるを得なかった子どもさんが9人と書いてありましたが、とても大きな数字です。本当にすぐに対処していかなければいけない大きな問題です。

また、一般質問でも廃止まで持っていけなかったのは、他市でも同じで、だからこそ1人の議員より、議会としてこの請願を採択し、次へ進める機会とするべきです。

情報を収集する中で、直接電話をいただいた担当課の方は、私の市では40人の待機児童がいます。この制度で退園する子どもさんが出て、待機していた子どもさんを入園させる。退園させられた子どもさんは待機児童となり、結局、待機児童数は変わらない。

また、今まで通っていた子どもさんは、退園させられると環境が変わってしまいます。母親は育休退園にならないように早めに職場復帰しなければいけないなど、話を聞いていると、本当に子育てをしている母親の状況を理解され、来年度から廃止と決めたそうです。

近隣で言えば、岩倉市議会が今年9月議会で同様な請願が出され、委員会で全員一致で採択、その後、本会議でも全員一致で採択というように、近隣の市でも廃止に向け動いています。

この請願について説明に来た方で、おんぶひもで赤ちゃんを、もう一人の幼児と手をつないでみえました。お母さんたちが悲鳴を上げているのです。だからこそ、お母さんたち自身が一生懸命署名を集め、今回の請願まで持ってきたのです。

現在子育て中の母親の方から、育休退園制度があることを知らなかったのも、妊娠中に育休に入ったら退園しなければいけなくなるかも大変ショックだった。また、父親は平日仕事、核家族で一人で子育ては手が回らずなど、実はいろいろな声を聞いていますが、ここで全部は紹介できません。とにかく不安材料がたくさんあるということです。

こういった現場を何とかしたいと、母親たちが自分たちの足で夜に議員のところに説明に回っていたのです。私たちは市民の代弁者です。行政の代弁者ではありません。

犬山市も子育て支援の推進というならば、一番は子育てしやすい、子どもを産みやすい、大事なことです。どうかお母さんたちの思いを議会から行政に届けられるよう、この請願を採択してほしいと思っています。

委員会は趣旨採択でした。議長にお願いがあります。この請願に賛成の議員の採決もお願いしたいです。その上で、委員会が出した結論について採決をお願いします。

以上で、私の討論を終わります。

◎議長（柴田浩行君） 続いて、11番 岡 覚議員。

〔11番 岡君登壇〕

◎11番（岡 覚君） 11番の岡 覚です。請願第4号、育休退園制度の廃止を求める請願書に、委員長報告のありましたように、趣旨採択の報告です。この趣旨採択に賛成の立場で討論をいたします。

育休退園制度とは、第2子以降の出産で、育児休業を取得するに当たり、在園中である上の子が退園させられる制度です。この制度によって、今議会の玉置議員の質問の答弁によって、昨年度は7名、今年度は現時点までに9名が退園せざるを得なかったという、こういう深刻な状況が生まれています。

ただいまビアンキ議員から、あくまで採択を目指して、趣旨採択には反対という討論がありました。しかし、あくまで採択を主張しても、議員の過半数が一致できない、そういうことから、結果として不採択になる、こういう状況が見通せる状況になっています。

廃止するために、この制度をできるだけ早く廃止するために、議会がどういう力になるのか、結果として不採択になるのでは、議会は力になれません。一致点で、議会の一致する点で、この制度が廃止されるように動くべきだというふうに思います。

一致できるのは、過半数が一致できるのは、趣旨採択です。私も紹介議員でありますから、採択を願う気持ちは人一倍強いものがありますが、しかし、議会の合意できる一致点を大事にしたいというふうに思います。

これが不合理な育休退園制度を犬山でも廃止していく力になるというふうに思っています。ぜひ全議員の皆さんに、民生文教委員会が一致できる合意点で出した趣旨採択に賛同くださいますよう心からお願いを申し上げ、私の討論といたします。ありがとうございました。

◎議長（柴田浩行君） 令和6年請願第4号に対する討論は終わりました。

以上で、通告による討論は終わりました。

これをもって討論を終結いたします。

これより請願の採決を行います。

最初に、令和6年請願第3号、保育所・児童クラブの保育の充実を求める請願書を採決いたします。

この請願に対する委員長の報告は不採択であります。令和6年請願第3号を採択することに賛成する議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

◎議長（柴田浩行君） 起立少数。ご着席ください。よって、令和6年請願第3号は不採択と決しました。

16番 柴山一生議員。

◎16番（柴山一生君） さっきビアンキ議員のほうから、討論の中ですけれども、元の請願についても、採決を取ってほしいということがありましたけれども、次、請願第4号は、これで趣旨採択で採決取られるんですね。

◎議長（柴田浩行君） そうです。

◎16番（柴山一生君） であれば、やはり議会運営委員会を開いて、先ほどのビアンキ議員の思いをちゃんと受けて、採決するかしないか、ちょっと決めたほうがいいと僕は思うんですが、どうでしょうか。

◎議長（柴田浩行君） 暫時休憩します。

午前10時44分 休憩

再 開
午前10時45分 開議

◎議長（柴田浩行君） 再開いたします。

次に、令和6年請願第4号、育休退園制度の廃止を求める請願書を採決いたします。

この請願に対する委員長の報告は趣旨採択であります。

令和6年請願第4号を趣旨採択することに賛成する議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

◎議長（柴田浩行君） 起立多数。ご着席ください。よって、令和6年請願第4号は趣旨採択と決しました。

議事の進行上、暫時休憩します。

午前10時46分 休憩

再 開
午前10時58分 開議

◎議長（柴田浩行君） 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

日程追加 諸般の報告

◎議長（柴田浩行君） この際、諸般の報告をいたします。

ただいま当局から追加議案1件が提出されましたので、これを各位に配付いたしました。

以上で諸般の報告を終わります。

お諮りいたします。ただいま提出されました第115号議案を直ちに本日の日程に追加し、議題といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎議長（柴田浩行君） 異議なしと認め、さよう決しました。

日程追加 第115号議案

◎議長（柴田浩行君） 第115号議案を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

永井副市長。

〔副市長 永井君登壇〕

◎副市長（永井恵三君） 先ほどは当初議案をご議決いただきまして、ありがとうございます。

それでは、追加議案の説明に先立ちまして、本日追加提案させていただきます案件は、物価高騰の負担感が大きい低所得者世帯への支援として、国の補正予算により措置された物価

高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の交付を受けて実施する、住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金給付事業に係る補正予算案件でございます。速やかな対応が必要となるため、追加案件としてご審議、ご議決をお願いするものでございます。

それでは、議案の提案理由についてご説明させていただきます。

第115号議案、令和6年度犬山市一般会計補正予算（第7号）についてご説明します。

議案の1ページをご覧ください。

第1条は、予算の総額に2億6,423万2,000円を増額し、総額を298億8,176万1,000円と定めるもので、第2条は、繰越明許費の追加を行うものです。

次ページ見開きの第1表歳入歳出予算補正をご覧ください。

歳出から申し上げますと、3款の民生費では、住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金の給付に係る経費を計上するものです。

歳入では、歳出に相当する国庫補助金として、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を計上するものでございます。

4ページをご覧ください。

第2表の繰越明許費では、この補正予算で計上させていただいた住民税非課税世帯への臨時特別給付金事業について、年度内に完了することができない見込みであることから、あらかじめ、令和7年度への繰越しを設定するものです。

なお、詳細につきましては、5ページ以降の事項別明細書等をご参照ください。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

◎議長（柴田浩行君） 提案理由の説明は終わりました。

ここで議案精読のため、午前11時15分まで休憩いたします。

午前11時02分 休憩

再 開

午前11時15分 開議

◎議長（柴田浩行君） 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

第115号議案に対する質疑を行います。

ご発言を求めます。

〔「なし」の声起こる〕

◎議長（柴田浩行君） 質疑なしと認め、第115号議案に対する質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています議案を配付いたしました議案付託表のとおり、所管の常任委員会へ付託いたします。

令和6年11月定例議会常任委員会

付 託 議 案 一 覧 表

《民生文教委員会》

第2委員会室

議 案 番 号	件 名
第115号議案	令和6年度犬山市一般会計補正予算（第7号）

◎議長（柴田浩行君） 続いて申し上げます。

ただいま付託いたしました議案審査のため、委員会が開催されますので、暫時休憩いたします。

午前11時15分 休憩

再 開

午前11時40分 開議

◎議長（柴田浩行君） 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

民生文教委員長から委員会の審査結果報告を求めます。

久世民生文教委員長。

〔民生文教委員長 久世君登壇〕

◎民生文教委員長（久世高裕君） 民生文教委員会の審査結果の報告を、配付しました報告書の朗読をもってかえさせていただきます。

別紙、民生文教委員会審査結果報告書朗読。

民生文教委員会審査結果報告書

令和6年12月20日

犬山市議会議長

柴 田 浩 行 様

民生文教委員長

久 世 高 裕

審査年月日 令和6年12月20日

場 所 第2委員会室

出席委員 6名（全員）

付託議案

第115号議案 令和6年度犬山市一般会計補正予算（第7号）

本日 本会議において、当委員会に付託されました上記議案について慎重審査いたしました結果、第115号議案については、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しましたので、報告いたします。

◎議長（柴田浩行君） 民生文教委員長の報告は終わりました。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。

ご発言を求めます。

〔「なし」の声起こる〕

◎議長（柴田浩行君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

通告による討論はありませんので、討論は省略いたします。

これより採決を行います。

第115号議案、令和6年度犬山市一般会計補正予算（第7号）を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり、これを決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎議長（柴田浩行君） 異議なしと認めます。よって、第115号議案は原案のとおり可決されました。

以上で、11月定例議会に付議されました案件は全部議了いたしました。

お諮りいたします。明日12月21日から令和7年1月19日まで休会としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎議長（柴田浩行君） 異議なしと認めます。

これをもって、令和6年11月犬山市議会定例議会を閉じます。

午前11時42分 散会

本議会の顚末を記載し、相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

副 議 長

署名議員

署名議員

本会議に提出された事件及び審議結果

議案番号	件 名	提出年月日	審議結果	議決年月日
第98号議案	するすみ交流センターの設置及び管理に関する条例の制定について	令和6年. 11. 29	原案可決	令和6年. 12. 20
第99号議案	犬山市塔野地ふれあい広場の設置及び管理に関する条例の制定について	令和6年. 11. 29	原案可決	令和6年. 12. 20
第100号議案	尾張北部都市計画事業犬山上坂土地区画整理事業施行条例の廃止について	令和6年. 11. 29	原案可決	令和6年. 12. 20
第101号議案	犬山市の特別職の職員で非常勤のものとの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について	令和6年. 11. 29	原案可決	令和6年. 12. 20
第102号議案	犬山市国民健康保険条例の一部改正について	令和6年. 11. 29	原案可決	令和6年. 11. 29
第103号議案	犬山市介護保険条例の一部改正について	令和6年. 11. 29	原案可決	令和6年. 12. 20
第104号議案	犬山市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部改正について	令和6年. 11. 29	原案可決	令和6年. 12. 20
第105号議案	犬山市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部改正について	令和6年. 11. 29	原案可決	令和6年. 12. 20
第106号議案	犬山市水道布設工事に係る監督者の配置及び資格並びに水道技術管理者の資格に関する条例の一部改正について	令和6年. 11. 29	原案可決	令和6年. 12. 20
第107号議案	負担付きの寄附の受納について	令和6年. 11. 29	原案可決	令和6年. 12. 20
第108号議案	市道路線の認定について	令和6年. 11. 29	原案可決	令和6年. 12. 20
第109号議案	令和6年度犬山市一般会計補正予算（第6号）	令和6年. 11. 29	原案可決	令和6年. 12. 20
第110号議案	令和6年度犬山市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）	令和6年. 11. 29	原案可決	令和6年. 12. 20
第111号議案	令和6年度犬山市犬山城費特別会計補正予算（第2号）	令和6年. 11. 29	原案可決	令和6年. 12. 20
第112号議案	令和6年度犬山市木曽川うかい事業費特別会計補正予算（第2号）	令和6年. 11. 29	原案可決	令和6年. 12. 20
第113号議案	令和6年度犬山市水道事業会計補正予算（第2号）	令和6年. 11. 29	原案可決	令和6年. 12. 20

議案番号	件 名	提出年月日	審議結果	議決年月日
第114号議案	令和6年度犬山市下水道事業会計補正予算（第2号）	令和6年. 11. 29	原案可決	令和6年. 12. 20
第115号議案	令和6年度犬山市一般会計補正予算（第7号）	令和6年. 12. 20	原案可決	令和6年. 12. 20
諮問第2号	人権擁護委員の推薦について	令和6年. 11. 29	適 任	令和6年. 12. 20
請願第3号	保育所・児童クラブの保育の充実を求める請願書	令和6年. 11. 29	不 採 択	令和6年. 12. 20
請願第4号	育休退園制度の廃止を求める請願書	令和6年. 11. 29	趣旨採択	令和6年. 12. 20
陳情第16号	介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書	令和6年. 11. 29	拝聴しました	——